

帯広市契約規則（昭和 39 年規則第 22 号）第 7 条の規定により、自動証明写真機設置場所の貸付けに係る一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和 6 年 1 月 22 日

帯広市長 米 沢 則 寿

1 入札に付する物件

次に掲げる物件を一般競争入札により自動証明写真機設置場所として貸付ける。

施設名称	台数（台）	貸付場所	貸付面積（㎡）	貸付期間
本庁舎	1	1 階市民ホール	1.76	3 年間

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- （1） 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- （2） 帯広市税の滞納のない者であること。
- （3） 帯広市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者該当する者でないこと。
- （4） 入札公告の日から落札決定までの間、帯広市から指名停止措置を受けていない者であること。
- （5） 会社更生法第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （6） 自動証明写真機の設置業務において、令和 3 年 1 月 20 日から令和 6 年 1 月 19 日までの間（以下「過去 3 年間」という。）に 2 年以上の管理及び運営実績を有していること。

3 入札参加申込

（1）提出書類

- ア 入札参加申込書（様式 1）
 - イ 税情報確認承諾書（様式 2）
 - ウ 誓約書（様式 3）
 - エ 本籍地の市区町村長が発行する身分証明書（個人の場合）又は履歴事項全部証明書（法人の場合）で、発行後 3 か月以内のもの（写し可）
 - オ 過去 3 年間に 2 年以上の自動証明写真機設置業務の管理及び運営実績を確認できる書類
- ※ ア・イ・ウの様式は、帯広市ホームページから取得することができる。
- ※ イについて、市税の納入が確認日の直前であり、すぐに納入の確認ができない場合は、納入が完了した証として、領収証等の写しを求めることがある。
- ※ イの提出にあたり、支店等から参加を申し込む際は、市税の課税されている本店、本社の押印のある委任状が別途必要となる。

（2）申込期間

入札公告の日から令和 6 年 2 月 7 日（水）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く）。郵送の場合は必着とする。

(3) 提出場所

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市役所 5階 総務部 総務室 総務課 総務係
電話番号：0155-65-4100（直通）

(4) 提出方法

郵送又は持参による。

(5) その他

参加申込みを申込期間中に行わなかった者及び入札参加資格がないと認めた者は、入札に参加することができない。

4 入札参加資格の審査

入札参加資格審査の結果については、令和6年2月9日（金）までに発送する。

(1) 送付書類

- ア 一般競争入札参加資格審査通知書
 - イ 入札保証金納入通知書兼領収書
 - ウ 入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書（様式4）
 - エ 入札書（様式5）
 - オ 郵便入札開札立会申込書（様式6） ※入札の立会を希望する場合のみ
- ※ウ・エ・オの様式は、帯広市ホームページからも取得することができる。

(2) 入札参加資格がないと認めた方への理由の説明

入札参加資格がないと通知を受けた者は、その理由について説明を求められることができる。この場合、令和6年2月14日（水）までに市長（提出先 3（3）に同じ）に対し、書面（任意様式）により提出すること（FAX やメール等による提出は受け付けない）。令和6年2月15日（木）までに書面により回答する。

5 入札保証金

- (1) 入札者は、入札金額の100分の5（円未満切上げ）以上に相当する金額を令和6年2月15日（木）までに所定の納入通知書兼領収書により納入すること。ただし、帯広市競争入札参加資格者名簿（（物品・役務の提供）の（中分類：自動販売機）に登録されている者を除く。
- (2) 落札者以外の者が納入した入札保証金は、開札終了後に還付し、利息は付さない。
- (3) 落札者が納入した入札保証金は、契約保証金に充当する。

6 入札書の提出

(1) 提出書類

- ア 入札書（様式5）
- イ 入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書（様式4）（裏面にウを貼付けすること）
- ウ 金融機関の領収日付印が押印されている納入通知書兼領収書の写し
- エ 郵便入札開札立会申込書（様式6）（開札時の立会を希望される場合のみ）

(2) 到達期限

令和6年2月15日（木）午後5時まで（必着）

(3) 提出場所

3（3）に同じ。

(4) 提出方法

郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスのいずれかに限る。）又は持参により（1）の書類を提出すること（郵送の場合は中封筒・外封筒として二つの封筒を用いること）。

7 入札の辞退

入札を辞退する場合は、6（2）入札書の到達期限までに「入札参加辞退届（様式9）」を入札参加資格審査後に送付した「納入通知書兼領収書」とともに3（3）に提出すること。

8 入札要領及び契約条項を示す場所

3（3）に同じ。

なお、帯広市ホームページから取得することができる。

9 開札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和6年2月16日（金）午前10時30分

(2) 場所 帯広市庁舎 5階 フロア会議室

(3) 開札の立会

開札の立会を希望する場合は、「郵便入札開札立会申込書（様式6）」を開札日前日（休日を除く）の午後5時までに提出すること（様式は、帯広市ホームページから取得することができる）。

10 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、申込書又はその他必要な書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

11 落札決定の通知

落札者決定後、「落札決定通知書」を令和6年2月22日（木）に送付する。

12 契約の締結等

(1) 行政財産借受申請書の提出

落札者は、総務課へ行政財産借受申請書（様式7）を速やかに提出すること。

(2) 契約の締結

落札者は、令和6年3月11日（月）までに、帯広市と行政財産賃貸借契約書（案）（様式8）により契約を締結しなければならない。

① 契約の締結及び履行に関する費用については、落札者の負担とする。

② 連帯保証人は不要とする。

③ 契約期間中に会社の名称変更や合併などがあつた場合も、契約内容を承継する。

13 契約保証金

(1) 落札者は、本件契約締結までに、契約金額の100分の10（円未満切上げ）以上に相当する金額（入札保証金を充当した後の差額分）を一括納入しなければならない。ただし、帯広市競争入札参加資格者名簿（物品・役務の提供）の（中分類：自動販売機）に登録されている者を除く。

(2) 契約保証金は、本件契約の期間満了時に、落札者の請求に基づき返還し、利息は付さない。

14 貸付期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とし、自動証明写真機の設置及び撤去の期間を含むものとする。貸付期間満了後の期間の更新は行わない。

15 貸付料の算定

入札金額（貸付期間の総額）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。電気料等は、別途負担とする。

16 当該施設所管課との相談

貸付期間の初日までに総務課と自動証明写真機の設置方法・日時・管理方法等を確認すること。

17 その他

- (1) この告示書のほか、「自動証明写真機設置場所の貸付けに係る入札心得」を十分理解のうえ、入札に参加すること。
- (2) 入札の執行は、この告示書のほか、関係法令、例規及び市長の定めるところによる。
- (3) 入札結果は、帯広市のホームページで公表する。
- (4) 入札に関する詳細は、総務部総務室総務課総務係（3（3）に同じ）に照会すること。

18 問い合わせ先

帯広市 総務部 総務室 総務課 総務係
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
電話：0155-65-4100（直通）
FAX：0155-23-0151
Mail：general@city.obihiro.hokkaido.jp